

令和8年4月1日

受注者様

総務部総務課

主任技術者及び監理技術者の雇用関係を確認する書類について

令和7年12月1日までは、健康保険証を用いて雇用関係を確認しておりましたが、有効期限内の健康保険証が存在しなくなる（最長令和7年12月1日まで有効）ため、改めて下記のとおり雇用関係とその期間を確認する書類を整理しましたのでお知らせします。なお、健康保険証の部分について削除したのみで他の書類については従前のとおりです。

記

主な契約の主任技術者及び監理技術者に必要な雇用関係について

主任技術者及び監理技術者（建設工事）	入札※に係る資格審査時点で3か月以上雇用されていること
--------------------	-----------------------------

※指名競争入札、随意契約の場合は、契約時点とすること。

雇用関係の確認書類として有効な証明書類の一覧と雇用期間の算定基準日

証明書類の名称	算定基準日
・市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用） ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※直近年度で発行されたものに限る	通知書の通知日
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	通知書の通知日
監理技術者資格証（表面）	資格者証の交付日

※記載事項に変更がある場合は両面	
------------------	--

対象者が後期高齢者医療保険制度に加入している等これらの書類を提出できない場合は、所属会社が雇用証明書（証明日は3か月以内に限る）を証明書類として提出になります。

以上